

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年6月25日
【会社名】	国際計測器株式会社
【英訳名】	KOKUSAI CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 松本 進一
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都多摩市永山六丁目21番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長松本進一は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全に防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当連結会計年度の末日である2026年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって内部統制の有効性に関する評価を行っております。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社及び連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しております。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、財務報告に対する金額的及び質的影響並びにその発生可能性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社4社（KOREA KOKUSAI CO.,LTD.、KOKUSAI INC、高技国際計測器（上海）有限公司、東伸工業株式会社。）を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しております。なお、連結子会社2社（Thai Kokusai CO.,LTD.、KOKUSAI Europe GmbH.）については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

当社グループは計測装置等の製造業であり、事業の核となる販売及び製造活動の規模を示す指標として、売上高及び売上原価が適していると判断しました。全社的な内部統制の評価が良好であることを踏まえ、当連結会計年度の内部取引消去後の連結売上高及び連結売上原価のそれぞれが、概ね3分の2に達するように重要な事業拠点としております。当連結会計年度においては、売上高及び売上原価の金額的重要性を考慮し、当社及びKOREA KOKUSAI CO.,LTD.を重要な事業拠点として選定しました。上記2社が売上高及び売上原価に占める割合はそれぞれ79.3%及び81.9%になります。

企業の事業目的に大きく関わる勘定科目としては、当社の販売活動及び製造活動により多額に計上される売上高、売上原価、売掛金、棚卸資産、前受金に至る業務プロセスを評価の対象としております。さらに、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセス（製品保証引当金プロセス、退職給付引当金プロセス等）やリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセス（投資有価証券プロセス、固定資産プロセス等）を財務報告への影響を勘案し、当該業務プロセスに係る勘定科目の重要性の高い事業拠点において評価対象に追加しております。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当連結会計年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しております。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。